

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

特定口座の税務Q&A

Q : 証券税制の大幅な改正に伴い、新たに創設された「特定口座制度」についてまとめられたホームページがあるそうですが、どのような内容が掲載されているのでしょうか。

A : 日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp>)に、特定口座の税務Q&Aが掲載されています。

【解説】

来年1月から、株式等の譲渡益課税が申告分離課税に原則一本化されることとなりますが、「特定口座」内で管理、取引される株式に関しては、証券業者による代理徴収、納付が認められ、引き続き投資家本人の申告は不要とされます。今年9月1日から、その特定口座の開設届出書の事前提出ができます。

そこで、日本証券業協会では、「特定口座における上場株式等の譲渡益課税における税務上の取扱い(Q&A)」をとりまとめ、ホームページで公開しました。このQ&Aには、証券会社への手続き、損益計算や源泉徴収の仕組み、確定申告との関係などのほか、税制特例を適用する場合の注意点なども含め全50問が掲載されています。

具体的には、特定口座で同一銘柄を2回以上購入した場合の取得価額は総平均法に準じた方法によること、同一銘柄のうち一部を売却した場合には先に取得したものから順次売却したものとして所有期間を計算すること、また、現在証券会社に保護預りとしている上場株式等で移管できる株式の範囲なども解説されています。

